

新たな要介護認定の実施に伴う要介護認定申請書 及び介護保険受給資格証明書の取扱いについて

介護保険制度の見直しに伴う、新たな要介護認定の実施に伴い、要介護認定申請書、介護保険受給資格証明書等の様式について、以下の見直しを行うこととしたものである。

1. 要介護認定申請書等について

- 新たな要介護認定の実施に伴い、要支援状態区分が新たに設けられたことから、要介護認定（要支援認定を含む）の新規・更新・区分変更申請書ならびに介護保険サービスの種類指定変更申請書について、別紙 1-①～③の様式の通りとする。
- なお、新予防給付に係る規定の施行後に、要支援認定を受けている者が、当該要支援状態区分の変更を希望する場合は、新法第 33 条の 2 の規定により区分変更申請をすることとなる。

（参照条文）

「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 77 号）

（要支援状態区分の変更の認定）

第 33 条の 2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる

2 （略）

- 別紙 1-①～③は標準様式であり、これらと異なる様式を用いることは差し支えないが、介護保険法施行規則の各条に規定する申請書への記載事項に加え、別紙 1-①～③に示す事項（認定結果等のケアマネジメント等への利用に係る同意等）を盛り込んだ様式を使用されたい。

2. 介護保険受給資格証明書について

(1) 基本的な考え方

- 改正後の介護保険法第 18 条第 2 号の規定に基づく予防給付（以下、「新予防給付」という。）を実施している市町村（以下「新予防給付実施市町村」という。）及び新予防給付を実施していない市町村（以下「新予防給付未実施市町村」という。）において被保険者が当該市町村外へ住所地を変更した場合の介護保険受給資格証明書の取扱いについて整理を行った。
- 介護保険受給資格証明書の様式については、別紙 2 の通りとする。

(2) 新予防給付**実施**市町村から転出する場合（案）

- 新予防給付実施市町村から転出する場合、介護保険受給資格証明書の「要介護状態区分」の欄への記載については、旧要支援者を「経過的要介護」と記入することとし、それ以外は、被保険者証に記載されている要支援状態区分、要介護状態区分をそのまま記載する。

(3) 新予防給付**未実施**市町村から転出する場合（案）

- 新予防給付未実施市町村から転出する場合、介護保険受給資格証明書の「要介護状態区分」の欄への記載については、旧要支援者を「経過的要介護」と記入することとし、それ以外は被保険者証に記載されている要介護状態区分をそのまま記載する。
- また、新法附則第 3 条の規定に基づき、条例の定める日まで新予防給付の実施を行わない市区町村からの異動等、従前の要介護認定による、要介護認定、要支援認定を受けた被保険者が異動し、介護保険受給資格証明書の交付を受ける場合には「備考」の欄に従前の要介護認定を受けた者である旨記載することとする。

3. 新たな認定申請書等及び受給資格証明書の様式の使用開始時期等について

- 要介護認定申請書等及び介護保険受給資格証明書の様式については、現在、標準様式を事務連絡等にてお示ししているところであるが、今般、通知（「要介護認定等の実施について」老発第 0324002 号平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省老健局長通知。以下「本通知」という。）を改正して新たに位置づけることを予定しているところであり、改正法の施行に係る改正政省令の公布に併せて上記の改正を行う予定である。

- 具体的には、本通知に示す要介護認定等の具体的な実施及び運用方法等に「要介護認定等に係る申請」、「被保険者の転出入に係る事務の取扱い」を位置づける予定である。

介護保険（ 要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定 ） 申請書

〇〇市（町村）長 様
次のとおり申請します。

被 保 者	被保険者番号																				申請年月日	平成	年	月	日	
	フリガナ																				生年月日	明・大・昭	年	月	日	
	氏名																				性別	男	・	女		
	住所	〒																						電話番号		
險	前回の要介護認定の結果等 <small>*要介護・要支援更新認定の場合のみ記入</small>	要介護状態区分 1 2 3 4 5 経過的要介護											要支援状態区分 1 2													
		有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日																								
	過去6月間の介護保険施設 医療機関等 入院、入所の 有無	介護保険施設の名称等・所在地											期間 年 月 日～年 月 日													
		介護保険施設の名称等・所在地											期間 年 月 日～年 月 日													
	医療機関等の名称等・所在地											期間 年 月 日～年 月 日														
	有 ・ 無											医療機関等の名称等・所在地				期間 年 月 日～年 月 日										

提 出 代 行 者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設）																					
	住 所	〒																					
		電話番号																					

主 治 医	主治医の氏名																				医療機関名					
	所在地	〒																						電話番号		

第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名												医療保険被保険者証 記号番号											
特定疾病名																							

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

介護保険 サービスの種類指定変更申請書

〇〇市（町村）長 様
次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号																			申請年月日	平成	年	月	日
	フリガナ	-----													生年月日	明・大・昭	年	月	日					
	氏名														性別	男	・	女						
	住所	〒																						
		電話番号																						
現に受けている要介護・要支援	要介護状態区分	1	2	3	4	5	経過的要介護	要支援状態区分	1	2														
	有効期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日														
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の削除を求める旨																								
種類指定変更理由																								

主治医	主治医の氏名														医療機関名								
	所在地	〒																					
電話番号																							

第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名														医療保険被保険者証記号番号									
特定疾病名																							

新予防給付**実施**市町村

(現行の表記)

要支援
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

平成18年
4月1日

経過的要介護
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

新予防給付
実施

要介護認定等

経過的要介護
要支援1
要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

新予防給付**未実施**市町村

経過的要介護
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

要介護認定等

経過的要介護
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

※備考欄に従前の要介護認定である旨を記載

※備考欄に従前の要介護認定である旨を記載

図：介護保険受給資格証「要介護状態区分」の表記について

老 発 第 0324002 号
平 成 15 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

要介護認定等の実施について

標記については、「要介護認定等の実施について」（平成 11 年 7 月 26 日老発第 499 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「平成 11 年 7 月老発第 499 号通知」という。）により取り扱われていたところであるが、今般、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 42 号。以下「42 号改正省令」という。）及び「要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件」（平成 15 年厚生労働省告示第 109 号。以下「109 号改正告示」という。）が公布され、4 月 1 日より施行されることとなったことに伴い、要介護認定等の具体的な実施及び運用方法等は以下によることとしたので、通知する。

なお、本通知の発出に伴い、平成 11 年 7 月老発第 499 号通知は廃止する。ただし、平成 15 年 42 号改正省令附則第 2 条及び平成 15 年 109 号改正告示において、なお従前の例によることができるとされている場合における審査及び判定等については、平成 15 年 9 月 30 日までの間については、引き続き平成 11 年 7 月老発第 499 号通知に定めていたところによることとするので、申し添える。

記

1 要介護認定に係る調査の実施

市町村職員、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）に係る調査（以下「認定調査」という。）について市町村（要介護認定を実施する広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員であって、別途通知する都道府県が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了し

た者（以下「認定調査員」という。）は、別途通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添 1 に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に関する認定調査を実施する。ただし、調査対象者に対して 2 に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を行うことはできない。

2 主治医の意見の聴取

要介護認定申請を受理した市町村は、審査対象者の主治医（当該調査対象者の主治医がない場合は、市町村の職員たる医師又は市町村が指定する医師。以下同じ。）に対し、別途通知する「主治医意見書記入の手引き」に従って、別添 2 に示す主治医意見書への意見の記載を求め、記載された主治医意見書を回収する。

3 介護認定審査会での審査判定

介護認定審査会は、認定調査の結果及び主治医意見書の内容に基づいて、審査判定を行う。